



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成16年3月26日金曜日 第1544号外2

◇ 目 次 ◇ 規 則

四国中央市及び西予市の設置に伴う関係規則の整備に関する規則.....	1
食品衛生法施行細則の一部を改正する規則.....	2
愛媛県事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則及び租税特別措置法に基づく優良宅地の認定に関する規則の一部を改正する規則.....	2

人事委員会規則

一般職の任期付研究員の採用等に関する規則の一部を改正する規則.....	3
職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則等の一部を改正する規則.....	3
職員の休日、休暇及び勤務時間等に関する規則及び教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則.....	3
管理職員等の範囲を定める規則等の一部を改正する規則.....	4

公安委員会規則

愛媛県警察の交番等の名称、位置及び所管区に関する規則及び警備業法施行細則の一部を改正する規則.....	4
---	---

規 則

○愛媛県規則第9号

四国中央市及び西予市の設置に伴う関係規則の整備に関する規則を次のように定める。

平成16年3月26日

愛媛県知事 加戸守行

四国中央市及び西予市の設置に伴う関係規則の整備に関する規則

（愛媛県公害防止条例施行規則の一部改正）

第1条 愛媛県公害防止条例施行規則（昭和47年愛媛県規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第6中「第10条」の下に、「第19条」を加え、同表3の項中「川之江市」を「四国中央市」に、「並びに下川町を除く。」及び伊予三島市（富郷町及び金砂町）を、「下川町、富郷町、金砂町、新宮町並びに土居町」に改める。

別表第13R（地域の区分に応じたいおう酸化物の排出許容係数）の項昭和49年9月26日において条例第49条第1項に規定されている指定工場の欄中「川之江市、伊予三島市及び宇摩郡土居町」を「四国中央市（新宮町を除く。）」に改める。

別表第14中「第40条」を「第39条」に改め、同表2の項中「又は中核市」を、「中核市の長又は愛媛県事務処理の特例に関する条例（平成12年愛媛県条例第11号）別表49の2の項右欄に掲げる市」に改める。

別表第15中「第44条」を「第43条」に改め、同表3の項及び附表中「附表」を「付表」に改め、同表第1号中「又は中核市の長」を、「中核市の長又は愛媛県事務処理の特例に関する条例別表49の2の項右欄に掲げる市の長（次号において「知事等」という。）」に改め、同表第2号中「知事又は中核市の長」を「知事等」に改める。

別表第16中「第48条」を「第47条」に改める。

様式第10号1の表備考1中「川之江市、伊予三島市及び宇摩郡土居町」を「四国中央市」に改め、同表備考3(1)の表川之江市の項指定工場の所在市町村の名称の欄中「川之江市」を「四国中央市（川之江町、金生町、上分町、妻島町、金田町、川滝町、柴生町及び下川町に限る。）」に改め、同表伊予三島市及び宇摩郡土居町の項同欄中「伊予三島市及び宇摩郡土居町」を「四国中央市（上柏町、下柏町、村松町、三島朝日、三島紙屋町、三島宮川、三島中央、三島金子、中曾根町、中之庄町、具定町、寒川町、豊岡町、富郷町、金砂町及び土居町に限る。）」に改める。

（愛媛県千々ノ木川水門操作規則の一部改正）

第2条 愛媛県千々ノ木川水門操作規則（昭和49年愛媛県規則第73号）の一部を次のように改正する。

第5条第2号中「土居町役場」を「四国中央市土居総合支所」に改める。

（愛媛県浄化槽工事業者登録簿閲覧規則の一部改正）

第3条 愛媛県浄化槽工事業者登録簿閲覧規則（昭和60年愛媛県規則第49号）の一部を次のように改正する。

別表場所の欄中「伊予三島市宮川四丁目6番53号」を「四国中央市三島宮川四丁目6番53号」に、「西条地方局伊予三島土木事務所」を「西条地方局四国中央土木事務所」に、「東宇和郡宇和町大字卯之町四丁目445番地」を「西予市宇和町卯之町四丁目445番地」に、「八幡浜地方局宇和土木事務所」を「八幡浜地方局西予土木事務所」に改める。

（愛媛県立伊予三島看護専門学校学則の一部改正）

第4条 愛媛県立伊予三島看護専門学校学則（平成9年愛媛県規則第2号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

愛媛県立看護専門学校学則

第1条中「愛媛県立伊予三島看護専門学校」を「愛媛県立看護専門学校」に改める。

第2条中「愛媛県伊予三島市中之庄町字浜之前1684番地3」を「愛媛県四国中央市中之庄町1684番地3」に改める。

第28条中「愛媛県立伊予三島看護専門学校における授業料及び入学選考料徴収条例」を「愛媛県立看護専門学校における授業料及び入学選考料徴収条例」に改める。

様式第1号から様式第7号までの規定中「愛媛県立伊予三島看護専門学校長」を「愛媛県立看護専門学校長」に改

める。

様式第8号中「愛媛県立伊予三島看護専門学校」を「愛媛県立看護専門学校」に改める。

(愛媛県垂直積雪量に関する規則の一部改正)

第5条 愛媛県垂直積雪量に関する規則(平成12年愛媛県規則第42号)の一部を次のように改正する。

第2条の表1の項区域の欄中「、川之江市、伊予三島市」を削り、「宇摩郡各町村」を「四国中央市」に改める。

別表1の項区域の欄中「、東宇和郡明浜町」を削り、同表2の項同欄中「、川之江市、伊予三島市」を削り、「宇摩郡土居町」を「四国中央市」に改め、同表5の項同欄中「宇摩郡新宮村」を「西予市」に改め、「、東宇和郡宇和町及び野村町」を削り、同表6の項同欄中「及び東宇和郡城川町」を削る。

(建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行細則の一部改正)

第6条 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行細則(平成14年愛媛県規則第46号)の一部を次のように改正する。

別表2の項を次のように改める。

Table with 1 row: 2 四国中央市三島宮川四丁目6番53号 愛媛県西条地方局四国中央土木事務所内

別表11の項を次のように改める。

Table with 1 row: 11 西予市宇和町卯之町四丁目445番地 愛媛県八幡浜地方局西予土木事務所内

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

○愛媛県規則第10号

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成16年3月26日

愛媛県知事 加戸守行

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

食品衛生法施行細則(昭和23年愛媛県規則第62号)の一部を次のように改正する。

第2条中「その」を「、その」に、「営業所々在在」を「営業所所在地」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、規則第28条第1項の申請書は、営業所所在地を管轄する保健所長又は愛媛県立衛生環境研究所長に提出しなければならない。

第3条を次のように改める。

第3条 条例別表第5 1の項の右欄の規則で定める金額は、別表のとおりとする。

附則の次に次の1表を加える。

別表(第3条関係)

Table with 5 columns: 検査分類, 試験項目, 検体の量, 単 位, 金 額. Row 1: 1 食品, 定性試験, 500グラム以上, 1項目, 810円. Row 2: 定量試験, 同, 同, 2,140円. Row 3: 物理試験, 同, 同, 610円. Row 4: 異物試験, 同, 1検体, 1,120円. Row 5: 官能試験, 同, 同, 500円. Row 6: 食品添加物試験, 同, 1項目, 4,790円. Row 7: 牛乳及び加工乳の成分, 同, 1検体, 15,290円.

Table with 5 columns: Item, Specification, Unit, Quantity, Amount. Row 1: 規格試験, 残留農薬分析, 1キログラム以上, 1項目, 10,190円. Row 2: 残留動物用医薬品試験, 500グラム以上, 同, 11,210円. Row 3: 細菌検査(生菌数、総菌数、大腸菌群等), 同, 同, 810円. Row 4: 同(食中毒菌検査), 同, 同, 2,950円. Row 5: 同(毒素産生能試験), 同, 同, 1,420円. Row 6: 酵母及びかびの検査, 同, 同, 810円. Row 7: 乳酸菌検査, 1検体, 1,220円. Row 8: 2 食品添加物, 性状試験, 200グラム以上, 1検体, 500円. Row 9: 物理試験, 同, 1項目, 610円. Row 10: 確認試験, 同, 同, 910円. Row 11: 純度試験, 同, 同, 2,030円. Row 12: 定量試験, 同, 同, 2,140円. Row 13: 3 食品用器具及び容器包装その他, 物理試験, 2個以上, 1項目, 610円. Row 14: 定性試験, 同, 同, 810円. Row 15: 定量試験, 同, 同, 2,030円. Row 16: 規格試験, 同, 1検体, 13,250円. Row 17: 細菌検査, 1項目, 810円. Row 18: 無菌試験, 同, 同, 3,160円. Row 19: 4 PCB等環境汚染物質, 残留分析, 検査に必要な量, 1検体, 29,560円. Row 20: 5 毒性検査, 動物試験, 1検体, 5,400円. Row 21: 6 遺伝子学的検査, 遺伝子増幅検査, 1検体, 5,190円.

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県規則第11号

愛媛県事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則及び租税特別措置法に基づく優良宅地の認定に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成16年3月26日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則及び租税特別措置法に基づく優良宅地の認定に関する規則の一部を改正する規則

(愛媛県事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部改正)

第1条 愛媛県事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則(平成12年愛媛県規則第16号)の一部を次のように改正する。

別表6の項右欄第2号及び第4号中「第31条の2第2項第11号八及び第62条の3第4項第11号八」を「第31条の2第2項第12号八及び第62条の3第4項第12号八」に改める。

(租税特別措置法に基づく優良宅地の認定に関する規則の一部改正)

第2条 租税特別措置法に基づく優良宅地の認定に関する規則(平成12年愛媛県規則第24号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第31条の2第2項第11号八、第62条の3第4項第11号八」を「第31条の2第2項第12号八、第62条の3

第4項第12号八」に改める。

第8条中「第31条の2第2項第11号八及び第62条の3第4項第11号八」を「第31条の2第2項第12号八及び第62条の3第4項第12号八」に改める。

様式第1号造成宅地の概要の項1、様式第3号8の項、様式第4号造成宅地の概要の項6及び様式第5号7の項中「第31条の2第2項第11号八」を「第31条の2第2項第12号八」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会規則

○愛媛県人事委員会規則6 - 165

一般職の任期付研究員の採用等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成16年3月26日

愛媛県人事委員会

委員長 稲瀬 道 和

一般職の任期付研究員の採用等に関する規則の一部を改正する規則

一般職の任期付研究員の採用等に関する規則（愛媛県人事委員会規則6 - 158）の一部を次のように改正する。

第11条を第13条とし、第10条の次に次の2条を加える。

（健康及び福祉を確保するための措置）

第11条 条例第7条第3項の規定による任命権者が行う裁量勤務研究員の健康及び福祉を確保するための措置は、次に掲げるものとする。

- (1) 裁量勤務研究員の勤務状況及び健康状態に応じて健康診断を実施すること。
- (2) 裁量勤務研究員の年次有給休暇について、まとまった日数を連続して取得することを含めて、その取得を促進すること。
- (3) 裁量勤務研究員の心とからだの健康問題についての相談窓口を設置すること。
- (4) 必要に応じて、産業医による助言及び指導を受け、又は裁量勤務研究員に産業医等による保健指導を受けさせること。
- (5) その他任命権者が必要と認める措置（苦情の処理）

第12条 人事委員会は、条例第7条第4項の規定に基づき、勤務条件に関する措置の要求に関する規則（愛媛県人事委員会規則13 - 0）の規定の例により裁量勤務研究員からの苦情を処理するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県人事委員会規則7 - 990

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成16年3月26日

愛媛県人事委員会

委員長 稲瀬 道 和

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則等の一部を改正する規則

（職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部改正）

第1条 職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則7 - 43）の一部を次のように改正する。

第31条第5号の2中「第20条の5第1項」を「第26条第1項」に改める。

（教育職員の給与の支給等に関する規則の一部改正）

第2条 教育職員の給与の支給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則7 - 60）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第5号中「第20条の5第1項」を「第26条第1項」に改める。

（期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則の一部改正）

第3条 期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則7 - 204）の一部を次のように改正する。

第2条第8号中「第20条の5第1項」を「第26条第1項」に改める。

第6条第3項中「国立及び公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律」を「公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律」に、「行なわない」を「、行わない」に改める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

○愛媛県人事委員会規則12 - 48

職員の休日、休暇及び勤務時間等に関する規則及び教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成16年3月26日

愛媛県人事委員会

委員長 稲瀬 道 和

職員の休日、休暇及び勤務時間等に関する規則及び教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則

（職員の休日、休暇及び勤務時間等に関する規則の一部改正）

第1条 職員の休日、休暇及び勤務時間等に関する規則（愛媛県人事委員会規則12 - 1）の一部を次のように改正する。

第1条の3第1項の表⁽¹⁴⁾の項事由の欄中「1年3月」を「3年」に改め、同項期間の欄中「以内」の下に「（生後1年3月に達した子を育てる職員がこの項の休暇を使用する場合にあつては、30分以内）」を、「、1日2回それぞれ60分」の下に「（生後1年3月に達した子を育てる職員がこの項の休暇を使用する場合にあつては、30分）」を加える。

（教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則の一部改正）

第2条 教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規

則（愛媛県人事委員会規則12 - 4）の一部を次のように改正する。

第2条の3第1項の表⁽¹³⁾の項事由の欄中「1年3月」を「3年」に改め、同項期間の欄中「以内」の下に「（生後1年3月に達した子を育てる職員がこの項の休暇を使用する場合にあつては、30分以内）」を、「1日2回それぞれ60分」の下に「（生後1年3月に達した子を育てる職員がこの項の休暇を使用する場合にあつては、30分）」を加える。

附則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

○愛媛県人事委員会規則13 - 142

管理職員等の範囲を定める規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成16年3月26日

愛媛県人事委員会
委員長 稲瀬道和

管理職員等の範囲を定める規則等の一部を改正する規則

（管理職員等の範囲を定める規則の一部改正）

第1条 管理職員等の範囲を定める規則（愛媛県人事委員会規則13 - 16）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第21条の5第3項」を削る。

（愛媛県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部改正）

第2条 愛媛県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（愛媛県人事委員会規則13 - 17）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第21条の5第3項」を削る。

別表新宮村の部、土居町の部、三瓶町の部、明浜町の部、宇和町の部、野村町の部、城川町の部、三瓶町明浜町衛生事務組合の部及び宇摩地区広域市町村圏組合の部を削る。

（職員の子育休等に関する規則の一部改正）

第3条 職員の子育休等に関する規則（愛媛県人事委員会規則12 - 33）の一部を次のように改正する。

第4条の3第1号中「第20条の5第1項」を「第26条第1項」に改める。

附則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

公安委員会規則

○愛媛県公安委員会規則第6号

愛媛県警察の交番等の名称、位置及び所管区に関する規則及び警備業法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成16年3月26日

愛媛県公安委員会委員長 宮本一成

愛媛県警察の交番等の名称、位置及び所管区に関する

規則及び警備業法施行細則の一部を改正する規則

（愛媛県警察の交番等の名称、位置及び所管区に関する規則の一部改正）

第1条 愛媛県警察の交番等の名称、位置及び所管区に関する規則（昭和45年愛媛県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1の⁽¹⁾の表を次のように改める。

(1) 三島警察署

名称	位置	所管区
港交番	四国中央市 三島中央一丁目	四国中央市のうち上柏町、下柏町、村松町、三島朝日一～三丁目、三島紙屋町、三島宮川一～四丁目、三島中央一～五丁目、三島金子一～三丁目、中曽根町、中之庄町、具定町
寒川駐在所	四国中央市 寒川町	四国中央市のうち寒川町
豊岡駐在所	四国中央市 豊岡町豊田	四国中央市のうち豊岡町大町、豊岡町豊田、豊岡町長田、豊岡町五良野、豊岡町岡銅
金砂駐在所	四国中央市 金砂町平野山	四国中央市のうち富郷町寒川山、富郷町豊坂、富郷町津根山、金砂町小川山、金砂町平野山
川之江交番	四国中央市 川之江町	四国中央市のうち川之江町、川之江町余木、川之江町長須、金生町下分、金生町山田井、上分町、妻鳥町
川滝駐在所	四国中央市 川滝町下山	四国中央市のうち川滝町下山、川滝町領家、柴生町、下川町
金田駐在所	四国中央市 金田町金川	四国中央市のうち金田町三角寺、金田町金川、金田町半田
新宮駐在所	四国中央市 新宮町新宮	四国中央市のうち新宮町新瀬川、新宮町馬立、新宮町新宮、新宮町上山
土居駐在所	四国中央市 土居町土居	四国中央市のうち土居町上野、土居町北野、土居町土居、土居町入野、土居町浦山、土居町畑野
津根駐在所	四国中央市 土居町津根	四国中央市のうち土居町津根、土居町野田
小林駐在所	四国中央市 土居町小林	四国中央市のうち土居町中村、土居町小林、土居町藤原
天満駐在所	四国中央市 土居町蕪崎	四国中央市のうち土居町天満、土居町蕪崎
別子山駐在所	新居浜市 別子山	新居浜市のうち別子山

別表第1の⁽¹⁴⁾の表三瓶駐在所の項及び三島駐在所の項を次のように改める。

三瓶駐在所	西予市三瓶町安土	西予市のうち三瓶町朝立、三瓶町津布理、三瓶町安土、三瓶町有網代、三瓶町和泉、三瓶町嶋山、三瓶町垣生、三瓶町二及、三瓶町長早、三瓶町周木
三島駐在所	西予市三瓶町蔵貫浦	西予市のうち三瓶町有太刀、三瓶町蔵貫浦、三瓶町蔵貫、三瓶町皆江、三瓶町下泊

別表第1の⁽¹⁵⁾の表及び⁽¹⁶⁾の表を次のように改める。

(15) 宇和警察署

名称	位置	所管区
宇和警察署所在地	西予市宇和町卯之町四丁目	西予市のうち宇和町卯之町一～五丁目、宇和町伊賀上、宇和町神領、宇和町久枝、宇和町野田、宇和町小野

		田、宇和町永長、宇和町下松葉、宇和町ひまわり、宇和町明石、宇和町新城、宇和町常定寺、宇和町窪、宇和町平野、宇和町伊崎、宇和町田野中
東多田駐在所	西予市宇和町東多田	西予市のうち宇和町久保、宇和町信里、宇和町東多田、宇和町瀬戸、宇和町河内、宇和町伊延、宇和町岡山
上松葉駐在所	西予市宇和町上松葉	西予市のうち宇和町加茂、宇和町大江、宇和町田苗真土、宇和町杵所、宇和町清沢、宇和町坂戸、宇和町れんげ、宇和町上松葉
西山田駐在所	西予市宇和町西山田	西予市のうち宇和町小原、宇和町岩木、宇和町郷内、宇和町西山田、宇和町山田
皆田駐在所	西予市宇和町皆田	西予市のうち宇和町稲生、宇和町皆田、宇和町下川、宇和町明間
依津駐在所	西予市明浜町依津	西予市のうち明浜町依津、明浜町渡江、明浜町狩浜
高山駐在所	西予市明浜町高山	西予市のうち明浜町高山、明浜町宮野浦、明浜町田之浜

(16) 野村警察署

名称	位置	所管区
野村警察署所在地	西予市野村町野村	西予市のうち野村町野村、野村町片川、野村町阿下（大和田を除く。）
溪筋駐在所	西予市野村町鳥鹿野	西予市のうち野村町白髭、野村町松溪、野村町鳥鹿野、野村町旭、野村町長谷、野村町四郎谷、野村町河西
中筋駐在所	西予市野村町高瀬	西予市のうち野村町高瀬、野村町富野川、野村町平野、野村町蔵良
坂石駐在所	西予市野村町予子林	西予市のうち野村町阿下（大和田）、野村町釜川、野村町中通川、野村町大西、野村町鎌田、野村町栗木、野村町西、野村町予子林、野村町坂石（唇之口、大領地を除く。）
惣川駐在所	西予市野村町惣川	西予市のうち野村町舟戸、野村町惣川、野村町小松、野村町大野ヶ原
高川駐在所	西予市城川町高野子	西予市のうち城川町古市（中津川を除く。）、城川町高野子、城川町川津南
遊子川駐在所	西予市城川町遊子谷	西予市のうち野村町坂石（唇之口、大領地）、城川町遊子谷、城川町野井川、城川町嘉喜尾（唇之口、吉野沢）、城川町男河内
魚成駐在所	西予市城川町下相	西予市のうち城川町嘉喜尾（唇之口、吉野沢を除く。）、城川町魚成、城川町下相、城川町田穂
土居駐在所	西予市城川町土居	西予市のうち城川町土居、城川町古市（中津川）、城川町窪野

別表第2 宇和警察署江良検問所の項位置の欄を次のように改める。

西予市宇和町伊賀上

（警備業法施行細則の一部改正）

第2条 警備業法施行細則（平成15年愛媛県公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表2中「宇摩郡のうち新宮村、別子山村」を「四国中央市のうち新宮町」に改め、同表9中「東宇和郡」を「西

予市」に改める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

